

政治資金監査に関するQ&A（その6）

番号	ご質問	回答
政治資金監査に関すること		
74	登録政治資金監査人が、税理士業務として、国会議員の所得税確定申告について受託している場合、当該国会議員に係る国会議員関係政治団体の政治資金監査を行うことは差し支えないか。	お尋ねの場合は、業務制限に該当しないため、政治資金監査を行うことは差し支えありません。
75	国会議員関係政治団体が物品の無償提供を受けた場合、収支報告書には、当該無償提供の時価相当分を寄附として収入に計上し、経理上の処理として、同額を支出に計上することになるが、国会議員関係政治団体が無償提供をした者に対して交付した受領証の控えは、領収書等の代わりとすることはできるか。	国会議員関係政治団体が無償提供をした者に対して交付した受領証の控えは、会計帳簿上の支出を受けた者が作成した書類ではなく、領収書等の代わりとすることはできません。 なお、無償提供を受けた場合の経理上の処理としての支出は、金銭を伴わない支出であり、領収書等が発行されない場合は、領収書等を徴し難い事情と認められます。
76	お祭りの屋台や移動型の軽食店など定型の領収書等の用紙を備えていないお店から物品を購入した場合、当該支出については、領収書等を徴し難い事情があると認められるのか。	購入店に定型の領収書等の用紙を備えていない場合でも、購入店において任意の用紙に領収書等の3事項（支出の目的、金額、年月日）等の記載を求めるなどの方法により、領収書等を徴することができます。 したがって、お尋ねの場合、領収書等を徴し難い事情とは認められません。

77	<p>年の途中において国会議員関係政治団体であった期間がある政治団体で、12月31日現在又は解散日現在で国会議員関係政治団体ではなくなっていた政治団体が、前年からの繰越額のみを計上し、本年には収入及び支出を計上していない場合、政治資金監査を受ける必要があるのか。</p>	<p>年の途中において国会議員関係政治団体であった期間がある政治団体で、12月31日現在又は解散日現在で国会議員関係政治団体ではなくなっていた政治団体は、国会議員関係政治団体でなかった期間も含めて、その年に係る政治資金監査を受ける必要がありますが、その年に収入及び支出を計上していない場合には、その年に係る政治資金監査を受ける必要はありません。</p> <p>お尋ねの場合、前年からの繰越額は、その年の収入に含まれないことから、前年からの繰越額のみを計上している場合は、その年に係る政治資金監査を受ける必要はありません。</p>
78	<p>解散した国会議員関係政治団体の収支報告書に、政治資金監査報酬が記載されている必要があるか。</p>	<p>解散した国会議員関係政治団体が政治資金監査報酬を解散前に前払いした場合は、当該報酬が収支報告書に記載されますが、報酬を政治団体の解散後に支払う場合は、解散した日現在の収支が記載される収支報告書には記載されません。</p> <p>したがって、解散した国会議員関係政治団体の収支報告書に、必ずしも政治資金監査報酬が記載されている必要はありません。</p>
79	<p>政治団体の解散後に、会計責任者であった者は、解散した国会議員関係政治団体の政治資金監査報酬を支払うことができるのか。</p>	<p>政治資金監査契約は、法令及び政治資金監査マニュアルの規定に反しない限りにおいて、政治資金監査の実施に必要な範囲内で契約当事者の合意に基づき定めるものであることから、解散した国会議員関係政治団体の会計責任者であった者が、政治資金監査報酬を支払う契約を締結しても差し支えありません。</p> <p>したがって、政治団体の解散後に、会計責任者であった者が、政治資金監査報酬を支払っても差し支えありません。</p>
80	<p>政治資金監査契約書には、収入印紙の貼付が必要か。</p>	<p>政治資金監査契約書は、請負に関する契約書であるため、印紙税法第2条及び同法別表第一 課税物件表の番号二に掲げる区分により、印紙税が課せられることとなり、契約額に応じた収入印紙の貼付が必要です。</p>
81	<p>政治資金監査報告書が複数枚になる場合、1つの文書であることを証明するために、契印又は割印を押す必要はあるか。</p>	<p>政治資金監査報告書には、契印又は割印を押さなくても差し支えありません。</p>

82	<p>振込みの方法により支出をした場合に、当該支出に係る振込明細書がない場合、政治資金監査上、このことを指摘する必要があるのか。</p>	<p>振込みの方法により支出をした場合であって、領収書等が発行されない場合は、領収書等を徴し難かった支出の明細書を作成するか、振込明細書を徴収した上で、振込明細書に係る支出目的書を作成するかのいずれかが求められます。</p> <p>したがって、当該支出に係る振込明細書がない場合でも、領収書等を徴し難かった支出の明細書を作成している場合は、このことを指摘する必要はありません。</p>
83	<p>国会議員関係政治団体以外の政治団体であった期間の支出に係る政治資金監査を行う場合、政治資金規正法上、領収書等の徴収義務はあるが、領収書等を徴し難かった支出の明細書又は振込明細書に係る支出目的書の作成義務がない支出について、領収書等がない場合は、どのように政治資金監査を行えばいいのか。</p>	<p>政治資金監査は、政治団体の区分に応じた会計帳簿等の関係書類の作成又は徴収義務の対象となる支出の範囲で確認を行うことで足りるものです。</p> <p>したがって、お尋ねの場合は、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認して頂くことになります。</p> <p>なお、この場合において、領収書等亡失等一覧表に記載を求める必要はありません。</p>